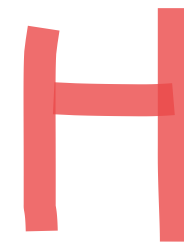


【様式 第9号の1～4】 重機・資材・緊急対応関係様式集



【定期再算定申請用】

重機・資材・緊急対応関係様式集

- | | |
|-----------|--------------------|
| ・様式 第9号の1 | 確約書兼誓約書 |
| ・様式 第9号の2 | 災害時等対応重機及び運転者調書 |
| ・様式 第9号の3 | 災害時対応仮設資材調書 |
| ・様式 第9号の4 | 災害時等緊急対応実績（申請・認定）書 |

確 約 書 兼 誓 約 書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

許可番号

大臣・知事^{コト} 許 可 番 号

第

号

別添のとおり、応急対策に必要な

- ☐ 災害時等対応重機^(注) (以下：「対応重機」という)
- ☐ 災害時対応仮設資材^(注) (以下：「対応資材」という)
- について調書を提出し、下記事項について確約及び誓約いたします。

(注：必ず提出する調書の該当項目の口を塗り潰すこと)

記

1. 貴県からの災害時における応急対策の要請に協力することを確約します。
2. 貴県が実施する対応重機・対応資材の確認に関する現地調査に協力することを確約します。
3. 調書の内容については、事実と相違ありません。
4. この確約及び誓約が虚偽であり、又はこの確約及び誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

様式 第9号の2
災害時等対応重機及び運転者調書【定期再算定申請用】

申請者の許可番号		作成年月日	令和	年	月	日
申請者の商号又は名称						

重機保管基地（所在地）	
-------------	--

重機に関する事項															
重機 「規格」	変更 内容	区別 番号	駆動形式 機械種別		車両番号 (定期自主検査標章)	メーカー名	型式	車台番号	有効期限 満了日	規 格	備 考	運転者氏名 生年月日	公道走行に 必要な運転免許	操作するの に必要な資格	建設機械 施工管理技士
バックホウ 「山積0.11m ³ (旧JIS0.10m ³)以上」 又は トラクターショベル 「クローラ：平積0.40m ³ 以上」 「ホイール：山積0.34m ³ 以上」										(バケット容量) m ³					
										(バケット容量) m ³					
										(バケット容量) m ³					
										(バケット容量) m ³					
ダンプトラック 「積載重量（2t積み）以上」 (回送にも使用する場合は 備考欄に回送と記入すること)										積載重量 t					
										積載重量 t					
										積載重量 t					
										積載重量 t					
										積載重量 t					
										積載重量 t					
										積載重量 t					
回送車両 (回送可能な車両を1台記入) ※ダンプトラックⅠ～Ⅶのうち、 回送用に使うものがある場合、 この欄は記載不要です。										積載重量 t					

【記載要領】

審査基準日時時点で県内に配備している自社所有の災害時等対応重機（バックホウ、トラクターショベル【ショベルローダー】、ダンプトラック、回送車両）について記入する。

「重機に関する事項」について

- | | | | |
|---|------------|---|--|
| 1 | 重機保管基地 | … | 対応重機の主な保管基地に係る所在地を記入する。 |
| 2 | 車両番号 | … | (1) 車検を受けている重機 → 車検番号 (2) 車検を受けていない重機 → 定期（特定）自主検査標準番号 |
| 3 | 変更内容及び区別番号 | … | (1) 重機を廃車にした場合 → 「削除」と記入し、区別番号は前回申請の対象重機と同じ区別番号を記入
(2) 重機を入れ替えた場合 → 入替前の重機には「削除」、入替後の重機には「追加」と記入し、区別番号は前回申請の対象重機と同じ区別番号を記入
(3) 重機を増車した場合 → 「追加」と記入し、前回申請の続きの区別番号を記入
(4) 運転手を交代する場合 → 「運交代」と記入し、区別番号は前回申請の対象重機と同じ区別番号を記入 |
| 3 | 有効期限満了日 | … | (1) 車検を受けている重機 → 車検満了日 (2) 車検を受けていない重機 → 次回定期（特定）自主検査日前日 |
| 4 | 備考 | … | (1) バックホウ → 機械（機体）重量 (2) トラクターショベル → 機体重量
(3) ショベルローダー → 最大荷重 (4) 回送車両（委託の場合） → 委託先回送業者の事業許可番号 |

※ 注）・各重機とも、リースの場合はリース期間を併記する。

・トラクターショベル及びショベルローダーがホイール式で公道走行可能な場合、大型・小型特殊自動車の別を併記する。

「運転者に関する事項」について

対応重機に係る運転者の氏名、生年月日を記入し、免許・資格等の欄は、それぞれの対応重機の運転に必要な資格の有無について、以下により該当するものを記載すること。（ブルダウンから選択可能。）

- バックホウの運転者は、申請するバックホウを運転できる有資格者〔労働安全衛生法第61条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、建設機械施工管理技士（2級の場合、第2種の取得者に限る）〕とする。
- トラクターショベル【ショベルローダー】の運転者は、申請するトラクターショベル【ショベルローダー】を運転できる有資格者〔労働安全衛生法第61条による車両系（小型車両系）建設機械運転技能講習（特別教育）【整地・運搬・積込・掘削機械】の修了者、ショベルローダー等運転技能講習（特別教育）の修了者、建設機械施工管理技士（2級の場合、第1種の取得者に限る）〕とする。
- トラクターショベル【ショベルローダー】（ホイール式で車検を受けている重機）については、上記2に加え、当該重機を運転するために必要な運転免許の取得者とする。
- 公道走行に必要な運転免許欄の上段は、「普通免許」・「準中型免許」・「中型免許」・「大型免許」のうち、運転者が取得しているもっとも上位の免許を記載する。
下段は、「大型特殊免許」・「小型特殊免許」のうち、取得している免許を記載する。
- 操作するのに必要な資格欄の上段は、上記1又は2の技能講習を修了している場合、「技能講習」と記載する。
下段は、上記1又は2の特別教育を修了している場合、「特別教育」と記載する。
- 建設機械施工管理技士欄は、「1級」・「2級（1種）」・「2級（2種）」のうち、運転者が取得している資格を記載する。
- ダンプトラック及び回送車両の運転者は、申請の自動車を運転するために必要な運転免許の取得者とする。但し、重機の回送を回送業者に委託している場合は、運転者の記入は不要。
- 災害時等対応重機の運転者は1台につき1名を必須とし、他の災害時等対応重機の運転者とは兼務できないものとする。但し、回送車両の運転者は1台に限り他の重機の運転者及びオペレーターを兼務できるものとする。（ダンプトラックが回送車両を兼ねる場合は、兼務できないものとする。）

定 義 等

県内に配備 … 次のいずれかに該当することをいう。

- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に常に配備されている。
- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に隣接する当該振興局管外（他府県を含む）の市町村に常に配備されている。

自社所有 … 自社所有又は1年以上のリース契約（将来的に所有権を得ることを前提としたリース契約に限る）を行っているものをいう。但し、回送車両についてはその限りではない。

※自社所有の自社名は、審査基準日時点での入札参加資格申請者名義（法人の場合は自社名、個人事業者の場合は代表者名）に限る。

【 参 考 】

小型特殊自動車：特殊自動車で、全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.8m（ヘッドガードを除く=2.0m）以下で、最高速度15km/h以下の自動車。

大型特殊自動車：特殊自動車で、小型特殊自動車以外の自動車。（道路交通法）

トラクターショベル：土砂などのバルク貨物を積み込んだりする特殊自動車で、一般的に4輪駆動で前輪操舵である重機（車両系建設機械）

ショベルローダー：土砂などのバルク貨物を積み込んだりする特殊自動車で、一般的に二輪駆動で後輪操舵である重機（ショベルローダー）

組合せ例：山積0.11m³バックホウ＋4tダンプ（回送兼用）で30点（機械重量が積載重量を超えていないか確認すること）、他に山積0.45m³バックホウ1台所有で10点、2tダンプ1台所有で5点加算となり、合計で45点となる。（※それぞれに運転者が必要）

様式 第9号の3
災害時対応仮設資材調書【定期再算定申請用】

申請者の許可番号		作成年月日	令和 年 月 日
申請者の商号又は名称			
資材保管基地(所在地)			

仮設資材 「規 格」	区別 番号	規 格	本 数	長さ:実寸計 (m)	単位質量 (t/m)	規格別重量 (t)	仮設資材別重量 (t)	備 考
H形鋼 「高さ300mm以上、幅150mm以上、長さ5m以上」 (3t 以上所有)	1		本	m	t/m	t		
	2		本	m	t/m	t		
	3		本	m	t/m	t		
	4		本	m	t/m	t		
	5		本	m	t/m	t		
	6		本	m	t/m	t		
	7		本	m	t/m	t	計 t	
鋼矢板 「Ⅱ型以上で、長さ6m以上」 (8t 以上所有)	I		本	m	t/m	t		
	Ⅱ		本	m	t/m	t		
	Ⅲ		本	m	t/m	t		
	Ⅳ		本	m	t/m	t		
	V		本	m	t/m	t		
	Ⅵ		本	m	t/m	t	計 t	

記載要領

1 この調書は、審査基準日時点で、県内に配備※している自社所有の災害時対応仮設資材（H形鋼、鋼矢板）について記入すること。

2 災害時対応仮設資材は審査基準日時点で自社所有（自社で所有しているもののみ）しているもので、工事の仮設資材と併用しているものも認める。但し、短い部材を溶接等で接合している場合等は認めない。

3 各災害時対応仮設資材の規格別に本数、実寸長さの合計、単位質量を記入する。評価基準となる規格以上で、記入例以外の資材を申請する場合は、適正な「単位質量」を使用すること。なお、その場合は備考欄に根拠となる資料名又は算出根拠を記入すること。

4 各「仮設資材別重量」は、「規格別重量」＝【長さ（実寸計）×単位質量】の総和とする。（小数第2位以下切り捨て）

5 資材保管基地（所在地）については、対応資材の主な保管基地（1箇所）に係る所在地を記入すること。

※ 県内に配備 … 次のいずれかに該当することをいう。

- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に常に配備されている。
- 建設業許可に係る主たる営業所を管轄する振興局管内の市町村に隣接する当該振興局管外（他府県を含む）の市町村に常に配備されている。

災害時等緊急対応実績（申請・認定）書【定期再算定申請用】

認定者 様 令和 年 月 日

申請者 主たる営業所の所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者役職・氏名 _____
許可番号 大臣・知事コード 許可番号 _____ 号

- 弊社は、☐ 国 (機関名： _____)
☐ 地方公共団体 (機関名： _____)
☐ 施工実績認定基準（平成21年1月22日施行）に定める法人 (機関名： _____)
と契約し和歌山県内における (件名①： _____ 工期： _____)
(件名②： _____ 工期： _____)
(件名③： _____ 工期： _____) について、
☐ 大雨等による崩土除去等、災害時に要請した緊急工事 (対応日及び件名番号を記入)
☐ 崩土除去等、不測時の対応を目的とした維持工事 (対応日及び件名番号を記入)
☐ その他 (_____) (対応日及び件名番号を記入) への対応実績として、認定を申請いたします。

注 ※申請する対応実績の該当項目の□を塗り潰すこと。また、機関名を記入すること。
※申請する対応実績に係る契約書等の写し（件名、申請者名が確認できる書面のみ）を添付すること。
（提出先と同一の振興局建設部及び海南工事事務所以外での対応実績については、工事写真と工事打合簿等で緊急対応した状況を証明できる資料の写しも必ず添付すること）
（下請の場合は、下請契約書又は注文書及び請書等の契約状況を証明できる資料の写しも添付すること）
※添付資料も含め「2部」提出すること。

令和 年 月 日

上記申請について、（ 元請 ・ 下請 ）として災害時等緊急対応実績（ 有り ・ 無し ）と認定する。

認定者

【 作成要領 】

- 1 事前に申請書を提出する建設部に災害時等緊急対応実績（申請）書（様式 第9号の5）を提出の上、認定を受けたものを添付すること。
 - 2 県土整備部以外での対応実績で、契約書・工事写真・工事打合簿等の緊急対応した状況を証明できる資料がない場合は、発注者に「緊急対応を要請した内容等が確認できる証明資料」と「支出状況が分かる資料（支出票等の写し）等」の作成を依頼し、それを契約書等の代わりに、添付資料として提出すること。（認定は申請書を提出する建設部で行います。）
- ※ 対応実績は、一つの契約であっても、発注者からの緊急要請が複数あった場合は、緊急要請のあった工事毎に対応実績として、認められる場合があります。
- ※ 元請業者が事前に発注者の了解を得て、実働及び履行が確認された下請業者も対象となります。